



**青山クラブ等の保存・活用に向けた取組に対し、
企業版ふるさと納税制度を活用した
初めての寄附をお受けすることとなりました。**

呉市では、青山クラブ・桜松館の保存・活用に向けた取組に対し、企業が企業版ふるさと納税制度を活用して寄附を行っていただけるよう、平成30年7月6日に株式会社増岡組をはじめ青山クラブ関係者や市にゆかりのある企業を寄附予定者として、内閣総理大臣から認定を受けたところです。

※ 認定の詳細については、平成30年7月6日付け報道発表資料（呉市中心部回遊性向上機能整備事業への企業版ふるさと納税の活用について）を御参照ください。

(<https://www.city.kure.lg.jp/uploaded/attachment/32510.pdf>)

このたび、この制度を活用した初めての寄附として、寄附予定者の株式会社増岡組様から、次のとおり寄附の申出をお受けすることとなりましたので、お知らせします。

日時：平成30年11月7日（水）10時30分

場所：呉市役所4階 市長応接室

寄附額：100万円

出席者：株式会社増岡組 海老谷呉本店長

※ 冒頭に受領の写真撮影が可能です。

青山クラブ等は、戦時中、海軍と市民をつなぐ交流の場として親しまれ、下士官・水兵が家族と会えた最後の場とされており、アニメ「この世界の片隅に」では主人公が建物周辺を歩く場面が描かれるなど、多くの人の思いが詰まった歴史的・文化的建物です。

青山クラブ等の保存・活用に向けた取組として、平成30年度は青山クラブの耐震診断と老朽度調査を、平成31年度は青山クラブ・桜松館の活用に関するニーズ調査を行う予定です。

今後、呉市ホームページを始めとした広報や企業への周知を図り、広く寄附を募ってまいります。

企業版ふるさと納税制度について

【制度概要】 企業の地方創生事業に対する寄附の税制上の優遇措置
(税負担の軽減効果 約3割→約6割)

【要件】 ① 10万円以上の寄附が対象
② 本社（地方税法における「主たる事務所又は事業所」）が所在する地方公共団体でないこと。

(参考)

※ 企業版ふるさと納税制度全般については、内閣府ホームページをご覧ください。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html)